

郡上市 新型コロナウイルス関連の支援等情報一覧

※令和3年5月20日時点の情報です。随時更新しますが、最新の情報は各HP等でもご確認ください。

新型コロナウイルスに感染した心配がある場合のお問い合わせ先

※直接医療機関にかからず、まずは電話で相談ください。

- ・ 関保健所 ☎0575-33-4011 (内線 360)
- ・ 岐阜県健康福祉部保健医療課 ☎058-272-8860 または、かかりつけ医まで

支援内容構成▶ 生活資金等への支援（個人向け）：1～3 ページ
 事業者への支援：3～5 ページ
 地域経済活性化支援：5 ページ

全般について、どこに相談してよいか分からない方などは、以下へご相談ください。

県民総合相談窓口（コールセンター） 電話：058-272-8198

相談時間 8:30～17:15（土日祝日も対応）

1. 生活資金等への支援（個人向け）

（1）各種支援給付金

制度名	対象者	主な内容	問合せ先
住居確保給付金	給与等を得る機会が当該個人の責や都合によらない理由で減少している方など	離職や廃業と同程度の状況に至り、住居喪失又は住居喪失のおそれが生じている方にも対象範囲を拡大。 家賃相当額を原則3か月間支給、最大12か月 ※一定の収入要件及び資産要件あり	郡上市社会福祉協議会 ☎88-9988
小学校休業等 対応支援金(国)	小学校・保育所等の臨時休業に伴い、契約した仕事ができなくなっている保護者	子の世話のため契約した仕事ができなくなっている保護者への助成。対象期間内に就業できなかった日数。 支給額：7,500 円/日(定額) 申請期限：R3. 1～3月休業分：R3. 6. 30まで	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
就学援助費の特例	感染症の影響により減収となった、郡上市内の学校に通う小中学生のいる世帯	収入が著しく減少（家計急変）し、学校納入金（給食費など）の支払いが困難となった世帯に、就学援助費の特例措置を行う。 ※所得が著しく減少（家計急変）したことを証明する書類の提出が必要→書類内容の詳細は担当課まで	教育委員会 学校教育課 ☎67-1468
子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）(国)	低所得のひとり親世帯	低所得のひとり親世帯を支援する臨時特別給付金。 児童1人あたり一律：5万円 1. R3. 4月分の児童扶養手当受給者 2. 公的年金等を受給していることにより、R3. 4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 3. 感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方 ※2及び3に該当する方は申請が必要	健康福祉部 児童家庭課 ☎67-1817
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（国）	事業主の指示により休業した中小企業の労働者で休業手当を受け取ることができない方	申請により休業前賃金の8割（日額上限11,000 円）が休業実績により支給されます。 申請期限：R2. 10～12月分：R3. 5. 31まで R3. 1～4月分：R3. 7. 31まで R3. 5～6月分：R3. 9. 30まで	厚生労働省休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276

(2) 貸付金

制度名	対象者	主な内容	問合せ先
緊急小口資金 (生活福祉資金 貸付制度)	休業等により収入の減少があった世帯	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の貸付。上限額20万円(一部特例あり) 据置期間:1年以内/償還期限:2年以内/無利子 申請期限:R3.6.30まで	郡上市社会福祉協議会 ☎88-9988
総合支援資金 のうち生活支援費 (生活福祉資金 貸付制度)	失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯	生活再建までの間に必要な生活費用の貸付 (原則3カ月以内) 貸付上限額:(2人以上の世帯)月20万円以内 (単身世帯)月15万円以内 据置期間:1年以内/償還期限:10年以内/無利子	郡上市社会福祉協議会 ☎88-9988
郡上市青少年 育英奨学資金	市内に1年以上住所を有し、引き続き居住する者の子弟	月額貸付(2万円以内または5万円以内)の随時受付を行う。月額貸付の基準となる世帯の所得について、感染症による影響を受けた期間も対象とする。	教育委員会 教育総務課 ☎67-1123

(2) 公共料金等の猶予・減免

制度名	対象者	主な内容	問合せ先
国税・県税の納税 猶予	新型コロナの影響により納付が困難な方 ※その他要件有り	原則として一年間納税が猶予。(状況に応じてさらに一年間猶予される場合有り) 猶予期間中の延滞金が軽減(注)される。 財産の差押えや換価が猶予。	国税:関税務署 ☎0575-22-2233 県税:中濃県税事務所 ☎0575-33-4011
介護保険料の減 免等	世帯収入減が見込まれる第1号被保険者	世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少(令和2年より10分の3以上の減少等要件あり)が見込まれる場合の第1号被保険者の介護保険料を免除・減額。	健康福祉部 高齢福祉課 ☎67-1807
国民健康保険税 の減免等	一定程度収入の減少が見込まれる国保加入者	世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少(前年より10分の3以上の減少等要件あり)が見込まれる場合の国民健康保険税の免除・減額・猶予。 R2.2.1~R4.3.31までの納期限の保険税が対象。	健康福祉部 保険年金課 ☎67-1822
後期高齢者医療 保険料の減免等	世帯の収入の減少が見込まれる後期高齢者	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少(前年より10分の3以上の減少等要件あり)が見込まれる場合の後期高齢者医療保険料の免除・減額・猶予。 R2.2.1~R3.3.31までの納期限の保険料が対象。	岐阜県後期高齢者 医療広域連合 ☎058-387-6368 健康福祉部 保険年金課 ☎67-1822
国民年金保険料 の減免等	収入が減少し、所得が相当程度まで下がった国民年金加入者	感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方の国民年金保険料の全部・一部の免除や猶予。	美濃加茂年金事務所 ☎0574-25-8181 健康福祉部 保険年金課 ☎67-1822
上下水道料金の 支払い猶予	収入が大幅に減少した世帯や事業者	感染症の影響により収入が大幅に減少した等の理由で料金の支払いが困難な方に、申請に基づき4か月支払い期限の延長を行う。	環境水道部 水道総務課 ☎67-1129
市公営住宅の 家賃の減免等	感染症の影響を受けた現在入居中の方及び今後入居を申込む方	感染症の影響により著しく収入が減少した場合、現入居者の家賃の減額や新規入居時の敷金の免除等を実施。	建設部都市住宅課 ☎67-1814
高校・大学等の 授業料の減免	家計が困窮・急変した家庭の学生	勤めていた会社が倒産するなど、自己都合によらない失業により、家計が著しく困窮・急変したと認められる場合、授業料を減免。	通学している学校の 事務局や学生課など

※電気や電話料金についても、各事業所で支払い期日延長などの相談窓口が設置されています。

中部電力ミライズ▶新型コロナウイルス特別措置専用ダイヤル☎120-985-325 受付時間:9:00~17:00(平日のみ)

NTT西日本▶請求書等に記載の問合せ先、またはNTTファイナンス料金センター☎0800-333-5550(平日のみ)

携帯電話各社▶21年6月末までの料金について、申し出があった場合に7月末まで支払いを猶予中

その他の相談窓口

相談内容	対応時間帯	問合せ先
こころの相談	平日 9:00～12:00 13:00～17:00	岐阜県精神保健福祉センター ☎058-231-9724
ひとり親家庭のお困りごとの相談	平日、土曜日（祝日除く） 9:00～17:00	岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター ☎058-268-2569
子ども・家庭110番 「なやみのちはれ」	平日 8:45～21:00 土曜日 8:45～17:00	県子ども・家庭電話相談室 ☎0120-76-1152 携帯電話からの場合 ☎058-213-8080
DV など女性の悩み事の相談	平日 9:00～18:00 ※DV 相談は毎日 9:00～24:00	女性相談センター ☎058-213-2131

ワクチン接種に関する相談窓口

相談内容	対応時間	問合せ先
医学的知見など専門的な相談	毎日 9:00～21:00	岐阜県 058-272-8222
接種の予約などに関する問合せ	平日 9:00～17:00	郡上市ワクチンコールセンター 0575-88-5505
コロナワクチン施策等に関する問合せ	毎日 9:00～21:00	厚生労働省 0120-761-770

2. 事業者への支援

（1）各種支援給付金・協力金・助成金・補助金

制度名	対象者	主な内容	問合せ先
雇用調整助成金（国）	一時休業等を行い、従業員の雇用の維持を図った 個人事業主・中小企業者	感染症の影響を受ける事業者に助成金を支払う。緊急事態宣言期間中や、解雇を行わなかった場合によって助成率が異なるため、厚生労働省の HP を参照のこと。	ハローワーク岐阜 八幡 ☎65-3108 産業支援センター ☎66-2850
小学校休業等対応助成金（国）	小学校等の臨時休業に伴い、この世話がが必要な労働者に有休を取得させた事業者	小学校・保育所等の臨時休業に伴い、対象児童の保護者である労働者に対し、労基法の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた企業に対し助成。 <支給額>対象労働者の日額換算賃金額×有給日数	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【第5弾】	県の協力要請期間において全面的に営業時間短縮等を行った事業者	対象業種：飲食店、喫茶店等、遊興施設等 要請内容：午前5時～8時までの営業時間短縮かつ酒類の提供は午前11時～午後7時まで 要請期間：R3.5.16～5.31 (5.18 までに応じれば支給対象となる。) ※支給金額・申込開始日は決定次第、岐阜県が公表	協力金に関する専用相談窓口 ☎058-272-8192
新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金（県）	感染症の影響により失業した方を正規雇用労働者として雇用する中小企業事業主	対象労働者の要件 ・R2.1.27 以降に感染症の影響により離職した者 ・県内に住所を有する者 支給額対象労働者 1 人当たり 20 万円 ※6 か月を超えて継続して雇用した場合に限る。 ※1 事業所当たり 2 人までとする。	岐阜県商工労働部労働雇用課 ☎058-272-1111
郡上市テイクアウト食品販売飲食店等応援事業補助金	市内のテイクアウト食品を販売する飲食店等	感染症の影響により売上が減少している飲食店が、テイクアウト食品販売のため実施する広告、ホームページ等の新設・改修及び感染症対策にかかる経費の一部を補助する。 対象期間：R3.4.29～R3.6.30 補助額：対象経費の 1/2(上限 20 万円、下限 1 万円)	商工観光部商工課 ☎67-1808

制度名	対象者	主な内容	問合せ先
郡上市 GoTo トラベル事業登録宿泊事業者支援事業補助金	市内で宿泊事業を営む「GoTo トラベル」に登録している市内事業者	「GoTo トラベル事業」の一時停止に伴う宿泊のキャンセルについて補助を行う。 対象期間：R2.11.27～R3.3.7 対象経費：GoTo トラベル事業の一時停止等に係る旅行取消による取消料対応費用額の算出根拠となった申請旅行代金合計額の内、宿泊料分 補助額：キャンセルとなった宿泊料の25%（上限有） 申請期間：R3.5.31 まで（1 宿泊施設 1 回限り）	商工観光部 観光課 ☎67-1808
農業労働力確保緊急支援事業助成金(国)	新型コロナウイルス感染症の影響で人手不足となった農業経営体	替わりの人材の雇用、作業の委託、人材派遣の活用 の経費の掛り増しに係る経費に対し助成 助成額：交通費3万円/月以内、宿泊費10万/月又は6千円/泊以内、保険料：実費、労賃500円/時間（1日10時間）以内 対象期間：R2.4.1～R3.6.30	全国農業会議所 サポートセンター ☎0120-150-055
郡上市農業労働力確保支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響で、外国人労働者が確保できなくなった農業者	①代替労働力として雇用する労働者の宿泊に係る経費に対して助成 <家賃×1/2 以内(上限 2 万円)> ②労働者派遣契約により、市内農業者に派遣され、農業に従事する者の宿泊に係る経費に対して助成 <家賃×1/2 以内(上限 2 万円)> ③代替労働力としてワーキング ホステル等で受け入れる大学生等の宿泊に係る経費について助成 <5千円/日額以内>	農林水産部 農務水産課 ☎67-1835
がんばれ郡上の農水産物応援事業	市内に事業所のある業者（購入額等に要件有り）	市内産農産物を購入し、調理や加工等を行い販売提供している事業者を購入費用を補助。ただし、前年度に同補助金の交付を受けた場合、前年度の補助対象経費額を超える事業者。（その他要件については市 HP 等を確認） 補助率：購入経費の1/5（上限20万円） 購入対象期間：R3.4.1～R3.12.31 申請期限：R4.2.28まで	農林水産部 農務水産課 ☎67-1835

（２）融資・貸付金

制度名	対象者	主な内容	問合せ先
新型コロナウイルス感染症対策特別貸付(国)	小規模事業者 中小事業者	最近の売上が前年又は前々年同期と比較 5%以上減少した事業所の資金繰りを、政策金融公庫が同融資を設けて支援する。貸付限度→国民事業：別枠で 8,000 万円、中小企業事業：別枠で6億円。	日本政策金融公庫 平日 ☎0120-154-505 土日・祝日 ☎0120-112-476
新型コロナウイルス感染症対策特別貸付利子補給制度	新型コロナウイルス感染症対策特別貸付の利用者	新型コロナウイルス感染症対策特別貸付を受けた事業者に対して要件を満たせば、利子を全額3年間支援する。 申請期限：R3.12.31	(独)中小企業基盤整備機構 ☎0570-060515
信用保証による資金繰り支援(国)	小規模事業者 中小事業者	経営の安定に支障が生じている方に対して、セーフティネット保証 4 号及び 5 号を通じた資金繰りの円滑化を図る。また、セーフティネット保証とはさらに別枠となる危機保証を実施。 1.セーフティネット保証 4 号 保証割合 100% 保証限度額：一般保証とは別枠で 2.8 億円 2. セーフティネット保証 5 号 保証割合 80% 保証限度額：一般保証とは別枠で 2.8 億円 3. 危機関連保証 保証割合 100% 保証限度額：SN 保証とは別枠で 2.8 億円	商工観光部 商工課 ☎67-1808

制度名	対象者	主な内容	問合せ先
経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）（国）	外的要因により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来している中小企業者	社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な長期運転資金を融資する。	日本政策金融公庫 岐阜支店 中小企業事業 ☎058-265-3171
農林漁業セーフティネット資金	認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織等	主業農林漁業者等であって、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある方に対し1年間の経営費又は粗利益に相当する額を融資する。	日本政策金融公庫 岐阜支店 農林水産事業 ☎058-264-4855

（３）公共料金等の猶予・減免

制度名	対象者	主な内容	問合せ先
国税・県税の納税猶予	新型コロナの影響により納付が困難な方 ※その他要件有り	原則として一年間納税が猶予。（状況に応じてさらに一年間猶予される場合有り） 猶予期間中の延滞金が軽減（注）される。 財産の差押えや換価が猶予。	国税：関税務署 ☎0575-22-2233 県税：中濃県税事務所 ☎0575-33-4011
占有料・使用料の納入猶予（県）	納入が困難な法人	道路、河川、砂防の占有料等：最長で1年間納入を猶予し、猶予期間中の延滞金は免除 都市公園における公園施設の設置若しくは管理許可又は占用許可に基づく使用料：最長1年間納入を猶予	郡上土木事務所 ☎67-1111

※市税・公共料金の支払い猶予や減免は、事業所にも適用されます。連絡先は生活支援の欄を参照してください。

その他の事業者向け相談窓口

相談内容	対応時間帯	問合せ先
中小企業・小規模事業者の資金繰り等の相談	平日 8:30 から 17:15	中濃県事務所（経営相談窓口） ☎0575-33-4011
農業者向けの資金繰り等の相談・貸付	平日 8:30 から 17:15	郡上農林事務所農業振興課 ☎67-1111
新型コロナ特例リスケジュール（中小企業の事業再生サポート）	平日 9:00 から 17:00	岐阜県中小企業再生支援協議会 ☎058-212-2685

3. 地域経済活性化支援

制度名	対象者	主な内容	問合せ先
テイクアウト食品購入支援事業【第3弾】	市内でのテイクアウト用食品購入者（郡上市に住所を有する者・事業者に限る）	市内で購入したテイクアウト食品の購入総額に応じ、郡上市共通商品券を引き換える。 引換率：テイクアウト食品購入総額の25%相当 対象期間：R3.4.29～6.30までの購入分 【引き換え日時】 産業プラザ（商工課）：R3.7.1～7.14の平日のみ 各振興事務所：R3.7.1～7.7（ただし月曜除く） 引換時間：8:30～15:00	商工観光部 商工課 ☎67-1808



令和3年5月20日時点の情報です。

随時更新しますが、最新の情報は問合せ先機関の

HP等でもご確認ください。

お出かけの際は、感染症対策に心掛けて行動しましょう!!